

学生の皆さん

公立大学法人 埼玉県立大学 学長 萱場 一則

【2月5日一部修正】新型コロナウイルス感染症に係る公欠等の取扱いについて

標記通知を一部修正しましたので周知するものです。

1 普段の対策

- 自分が感染しない、また、他人を感染させないため、以下の対策に努めてください。
 - (1) 個人での対策： ①手洗い、 ②マスク、 (③うがい)
 - (2) 免疫力アップ： ①保温、 ②栄養、 ③休息・睡眠
 - (3) 環境の整備： ①消毒、 ②換気、 ③流水洗浄
 - (4) 行動の見直し： フィジカル・ディスタンス（身体的距離）の確保
「3密」回避（「ゼロ密」を目指す）、ハイリスクな場所には行かない
- 「自分自身が他人へ感染させる危険があること」を常に念頭におきましょう。
- 課外活動（サークル活動等）への参加可否については、ホームページ等で最新の状況を確認してください。また、飲み会や懇親会など、参加者同士が濃厚接触する可能性が高い行事や会食への参加は、引き続き中止または延期としてください。詳細は最新の『課外活動（サークル活動等）の再開について』を参照してください。
- 歯磨きは、**口腔保健指導室（南棟126）**をご利用ください。その他の場所では「密」を避け飛沫感染防止のため、口うがい（ブクブグうがい）のみにする、また手短に済ませる等の工夫をしましょう。

2 健康管理の徹底

- 毎日、体温測定（朝・夕）と健康観察を実施してください。
日々の健康状態は、必ず「健康観察票」に記録してください。
- いつ、どこに出かけたか、誰と会ったかなどを、毎日「行動記録票」に記録してください。
- 公欠の申請をする場合には「健康観察票」「行動記録票」の提出が必要になります。

3 体調不良時や新型コロナウイルス感染の疑いがある場合の対応について

- 次に該当する場合は、大学には絶対に来ないでください。
また、実習先など、外部の協力団体にも、絶対に行かないでください。
 - ・風邪様の症状（発熱、鼻水、咽頭痛、咳、痰、息苦しさ、下痢、倦怠感等）がある場合
 - ・PCR検査等の対象となった場合
 - ・PCR検査等の対象となった者と濃厚接触があった場合

- PCR 検査等の対象となった場合、または PCR 検査等の対象となった者と濃厚接触があった場合は、保健所等の指示に従うとともに、大学の危機管理担当窓口^①に報告してください。

(電話番号：048-973-4108・090-7184-4244)

なお、保健所から要請があった場合には、情報提供することがありますので、御承知おきください。

【報告事項】

- ・ 氏名、性別、年齢
 - ・ 住所、電話番号
 - ・ 学科、専攻、学年
 - ・ 通学方法
 - ・ 発熱等の症状、発症日
 - ・ PCR検査等実施日、陽性判明日、管轄保健所
 - ・ 医療機関への受診状況、受診結果
 - ・ 学内への立ち入りの有無（発症2日前～）
立ち入った場所や時間、学内で接触のあった人等
 - ・ 学外での活動状況（発症2日前～）接触のあった本学関係者
- 保健所等に濃厚接触者と特定される前でも、大学が認めた場合は濃厚接触者として対応します。濃厚接触者と思われる場合は、その状況を詳しく報告してください。

4 公欠の取扱いと出席停止期間について

- 次に該当する場合は出席停止となり、特別に公欠扱い（特別公欠）とします。
 - ・ 風邪様の症状（発熱、鼻水、咽頭痛、咳、痰、息苦しさ、下痢、倦怠感等）がある場合
 - ・ PCR 検査等の対象となった場合
 - ・ PCR 検査等の対象となった者と濃厚接触があった場合詳細は別表をご覧ください。
- なお、風邪様症状を発症したが PCR 検査等の対象とはならず、インフルエンザ等の学校感染症（学生便覧参照）と診断された場合、対面授業については法定の期間が出席停止・公欠扱いとなります。（※遠隔授業は出席停止・公欠対象となりません。体調等に問題がなければ受講可能です。）

公欠の手続きを行う際には、下記の書類をご提出ください。

 - ・ 症状発症の2日前～出席停止期間終了までの「健康観察票」と「行動記録票」
 - ・ 診断書（インフルエンザの場合のみ「診療明細書」でも可）

5 その他

- 学内において、新型コロナウイルス感染症に罹患した者が確認された場合、学内授業が休止となる場合があります。

- 学内授業が休止となった場合、遠隔授業等の代替手段へ変更となる場合があります。
- 学生及び教職員の感染が疑われた場合、特に症状を呈した2日前からの接触状況を確認します。そのためにも「健康観察票」「行動記録票」は毎日欠かさず記載してください。
- 新型コロナウイルス感染症に罹患したか判断に迷う場合は、事務局学生担当（電話番号：048-973-4116）へ連絡ください。

6 これまでの修正点について

【7月22日修正部分】

出席停止期間中でも受講可能な体調であるならば、学外（自宅など）で遠隔授業を受講でき、欠席扱いにはならないことを明確にしました。

【9月30日修正部分】

(1)対面授業における「Ⅰ 風邪様の症状がある場合」の取扱いについて以下のとおり変更しました。

①出席停止期間・公欠期間

旧：発症後5日間が経過し、かつ解熱後48時間以上経過するまで

新：発症後8日間が経過し、症状が消失、かつ解熱薬などを内服せずに解熱後72時間以上経過するまで。

ただし、医療機関により他人に感染させる恐れのない疾患(※)であると診断された場合、原則としてその診察日をもって特別公欠としての扱いを取りやめ、以降は通常の病欠として扱う。この場合の特別公欠期間は、最長8日間とする。(※例：蜂窩織炎、虫垂炎、敗血症等)

②必要書類

旧：健康観察票、行動記録票、診療明細書等医療機関の受診がわかるもの

新：健康観察票、行動記録票、診療明細書等医療機関の受診がわかるもの (医療機関を受診した場合のみ)

※医療機関の受診を任意としました。

(2)「Ⅱ PCR検査等の対象になった場合」で検査結果が「陰性」だった場合の取扱いについて、以下のとおり変更しました。

①出席停止期間・公欠期間

旧：PCR検査等が必要と判断された時から、5日間経過かつ解熱後48時間経過するまで

新：PCR検査等が必要と判断された日から保健所の外出許可があった日まで。かつ、風邪様の症状発症後8日間が経過し、症状が消失、かつ解熱薬などを内服せずに解熱後72時間以上経過するまで。

ただし、医療機関により他人に感染させる恐れのない疾患(※)であると診断された場合、原則としてその診察日をもって特別公欠としての扱いを取りやめ、以降は通常の病欠として扱う。この場合の特別公欠期間は、最長8日間とする。(※蜂窩織炎、虫垂炎、敗血症等)

【2月1日修正部分】

- (1) インフルエンザ等の学校感染症と診断された場合の取り扱いについて追記しました。
- (2) 別表の出席停止期間及び公欠期間の起算日を明確にしました。

新型コロナウイルス感染症に係る公欠の取扱い・授業の出席停止について

		遠隔授業	対面授業
I 風邪様の症状 がある場合	授業への出席	(受講できる体調なら) 可	出席停止
	出席停止期間	—	<p>風邪様の症状発症日の翌日から起算して8日間が経過し、症状が消失、かつ解熱薬などを内服せずに解熱後72時間以上経過するまで</p> <p>ただし、医療機関により他人に感染させる恐れのない疾患(※)であると診断された場合、原則としてその診察日をもって特別公欠としての扱いを取りやめ、以降は通常の病欠として扱う。この場合の特別公欠期間は、最長8日間とする。</p> <p>(※疾患の例：蜂窩織炎、虫垂炎、敗血症等)</p>
	公欠	<p>対象外</p> <p>熱発や倦怠感などで、遠隔授業でも欠席する場合は、通常の病欠扱いとなる</p> <p>※ただし、後にPCR検査等により陽性と判断された場合、対面授業時と同様に公欠となる</p>	対象
	公欠期間	—	<p>風邪様の症状発症日の翌日から起算して8日間が経過し、症状が消失、かつ解熱薬などを内服せずに解熱後72時間以上経過するまで</p> <p>ただし、医療機関により他人に感染させる恐れのない疾患(※)であると診断された場合、原則としてその診察日をもって特別公欠としての扱いを取りやめ、以降は通常の病欠として扱う。この場合の特別公欠期間は、最長8日間とする。</p> <p>(※疾患の例：蜂窩織炎、虫垂炎、敗血症等)</p>
	必要な対応	<p>1. 「健康観察票」と「行動記録票」の提出 (1回目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記載期間：風邪様の症状発症の2日前～発症日 ・ 提出時期：発症時 <p>2. 「健康観察票」と「行動記録票」の提出 (2回目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記載期間：風邪様の症状発症2日前～症状回復日 ・ 提出時期：症状回復後 	<p>1. 「健康観察票」と「行動記録票」の提出 (1回目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記載期間：風邪様の症状発症の2日前～発症日 ・ 提出時期：発症時 <p>2. 「健康観察票」と「行動記録票」の提出 (2回目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記載期間： 風邪様の症状発症2日前～出席停止期間終了 ・ 提出時期：出席停止期間終了後 <p>3. 公欠届の提出 (欠席した授業がある場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提出時期：出席停止期間終了後 <p>【必要添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康観察票及び行動記録票 (上記2のもの) ・ 診断書または診療明細書 (医療機関を受診した場合のみ)
提出先	学生・就職支援担当 (gakusei@spu.ac.jp)		学生・就職支援担当 (gakusei@spu.ac.jp)

新型コロナウイルス感染症に係る公欠の取扱い・授業の出席停止について

		遠隔授業	対面授業
II PCR検査等の 対象になった 場合	授業への出席	(受講できる体調なら) 可	出席停止
	出席停止期間	—	<p>【陽性だった場合】 PCR検査等が必要と判断された時から、退院または療養が終了するまで</p> <p>【陰性だった場合】 PCR検査等が必要と判断された日から保健所の外出許可があった日まで。かつ、風邪様の症状発症日の翌日から起算して8日間が経過し、体調が完全に回復、かつ解熱薬などを内服せずに解熱後72時間以上経過するまで</p> <p>ただし、医療機関により他人に感染させる恐れのない疾患(※)であると診断された場合、原則としてその診察日をもって特別公欠としての扱いを取りやめ、以降は通常の病欠として扱う。この場合の特別公欠期間は、最長8日間とする。</p> <p>(※疾患の例：蜂窩織炎、虫垂炎、敗血症等) ※保健所から外出不可の指示があった場合は、その期間までとする。</p>
	公欠	対象	対象
	公欠期間	<p>【陽性だった場合】 PCR検査等が必要と判断された時から、退院または療養が終了するまで</p> <p>【陰性だった場合】 PCR検査等が必要と判断された日から保健所の外出許可があった日まで。かつ、風邪様の症状発症日の翌日から起算して8日間が経過し、症状が消失、かつ解熱薬などを内服せずに解熱後72時間以上経過するまで</p> <p>ただし、医療機関により他人に感染させる恐れのない疾患(※)であると診断された場合、原則としてその診察日をもって特別公欠としての扱いを取りやめ、以降は通常の病欠として扱う。この場合の特別公欠期間は、最長8日間とする。</p> <p>(※疾患の例：蜂窩織炎、虫垂炎、敗血症等) ※保健所から外出不可の指示があった場合は、その期間までとする。</p>	出席停止期間と同じ
	必要な対応	<p>1. 大学の危機管理担当窓口へ報告 (048-973-4108・090-7184-4244)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告時期：PCR検査等の対象となった時 <p>2. 「健康観察票」と「行動記録票」の提出 (1回目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記載期間：PCR検査等の対象となった日の2日前～検査結果判明日 ・ 提出時期：検査結果判明時 <p>3. 「健康観察票」と「行動記録票」の提出 (2回目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記載期間：PCR検査等の対象となった日の2日前～公欠期間終了 ・ 提出時期：公欠期間終了後 <p>4. 公欠届の提出 (欠席した授業がある場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提出時期：公欠期間終了後 <p>【必要添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康観察票及び行動記録票 (上記3のもの) ・ 診断書、診療明細書等 (PCR検査等の結果が分かるもの又はPCR検査等を受けたことが分かるもの) 	
報告・提出先	<p>1：大学の危機管理担当窓口 (048-973-4108・090-7184-4244)</p> <p>2～4：学生・就職支援担当 (gakusei@spu.ac.jp)</p>		
備考	<p>体調等に問題がない場合、遠隔授業には出席していただいて構いません。体調不良や通院等で欠席した授業があれば、公欠の申請を行ってください。</p>		

新型コロナウイルス感染症に係る公欠の取扱い・授業の出席停止について

		遠隔授業	対面授業	
III PCR検査等の 対象になった 者と濃厚接触 があった場合	授業への出席	(受講できる体調なら) 可	出席停止	
	出席停止期間	—	【PCR検査等対象者が陽性だった場合】 PCR検査等対象者との濃厚接触に気づいた時から、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して14日間。 ※14日間を迎える前にPCR検査等の対象となった場合は、上記IIのとおり。 【PCR検査等対象者が陰性だった場合】 PCR検査等対象者との濃厚接触に気づいた時から、対象者の陰性判明まで。 ※保健所から外出不可の指示があった場合は、その期間までとする。	
	公欠	対象	対象	
	公欠期間	【PCR検査等対象者が陽性だった場合】 PCR検査等対象者との濃厚接触に気づいた時から、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して14日間。 ※14日間を迎える前にPCR検査等の対象となった場合は、上記IIのとおり。 【PCR検査等対象者が陰性だった場合】 PCR検査等対象者との濃厚接触に気づいた時から、対象者の陰性判明まで。 ※保健所から外出不可の指示があった場合は、その期間までとする。	出席停止期間と同じ	
	必要な対応①	1. 大学の危機管理担当窓口へ報告 (048-973-4108・090-7184-4244) ・報告時期：PCR検査等対象者との濃厚接触に気づいた時		
	必要な 対応②	「PCR検査等対象者が陽性だった場合」	2. 「健康観察票」と「行動記録票」の提出 (1回目) ・記載期間：PCR検査等対象者との濃厚接触に気づいた日の2日前～PCR検査等対象者の検査結果判明日 ・提出時期：PCR検査等対象者の検査結果判明日 3. 「健康観察票」と「行動記録票」の提出 (2回目) ・記載期間：PCR検査等対象者との濃厚接触に気づいた日の2日前～公欠期間終了 ・提出時期：公欠期間終了後 4. 公欠届の提出 (欠席した授業がある場合) ・提出時期：公欠期間終了後 【必要添付書類】 ・健康観察票及び行動記録票 (上記3のもの) ・診断書、診療明細書等 (PCR検査等の結果が分かるもの)	
		「PCR検査等対象者が陰性だった場合」	2. 「健康観察票」と「行動記録票」の提出 (1回目) ・記載期間：PCR検査等対象者との濃厚接触に気づいた日の2日前～PCR検査等対象者の検査結果判明日 ・提出時期：PCR検査等対象者の検査結果判明日 3. 公欠届の提出 (欠席した授業がある場合) ・提出時期：公欠期間終了後 【必要添付書類】 ・健康観察票及び行動記録票 (上記2のもの) ・診断書、診療明細書等 (PCR検査等の結果が分かるもの又はPCR検査等を受けたことが分かるもの)	
		報告・提出先	1：大学の危機管理担当窓口 (048-973-4108・090-7184-4244) 2～4：学生・就職支援担当 (gakusei@spu.ac.jp)	
		備考	・自分がPCR検査等の対象となった場合は、IIにより対応すること。 ・体調等に問題がない場合、遠隔授業には出席していただいて構いません。体調不良や通院等で欠席した授業があれば、公欠の申請を行ってください。	